

平成 30 年度

北海道大学大学院情報科学研究科

博士 後 期 課 程

学 生 募 集 要 項 (抜粋)

北海道大学大学院情報科学研究科

## 目 次

1. 募 集 人 員 .....	1
2. 出 願 資 格 .....	1
3. 出願資格予備審査申請期間等 .....	1
4. 願書受理期間等 .....	2
5. 出 願 書 類 等 .....	2
6. 出願資格予備審査申請者提出書類 .....	2
7. 選 考 方 法 .....	3
8. 学科試験の期日, 時間及び試験場 .....	3
9. 合 格 発 表 .....	3
10. 入学料及び授業料 .....	3
11. 長期履修学生制度について .....	4
12. 注 意 事 項 .....	4
13. 個人情報 の 取 扱 い に つ い て .....	4
14. そ の 他 .....	4
別紙 長期履修学生の申請資格, 申請手続き等について .....	5
本研究科と各専攻の目的 .....	6
教育目標とアドミッションポリシー .....	7
指導教員及びその研究分野一覧表 .....	8

### 【本研究科所定用紙等とじ込み】

- ①入学願書・履歴書
- ②受験者写真票・受験票・検定料受付証明書貼付用紙
- ③検定料の払込みについて（払込票添付）
  - \*ア 封筒（受験票送付用・合否通知用）
  - \*イ 連絡受信先シール（出願時提出用・変更届用）
- ④出願資格予備審査申請書
- ⑤博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書（和文・英文）

## 1. 募集人員

専攻	募集人員
情報理工学	12名
情報エレクトロニクス	8名
生命人間情報科学	6名
メディアネットワーク	8名
システム情報科学	8名
計	42名

## 2. 出願資格

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成30年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を授与される見込みの者
- (2) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）  
「大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」及び「外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」
- (3) 外国の大学において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者（以下「外国の学校教育課程出身者」という。）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者（以下「通信教育による外国の学校教育課程出身者」という。）
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者（以下「外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程出身者」という。）
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者（以下「国際連合大学の課程修了者」という。）
- (7) 外国の学校、出願資格(5)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査(※)に相当する試験及び審査に合格又は平成30年3月31日までに合格見込みの者で、本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（以下「外国の基礎力審査相当合格による志願者」という。）  
※博士論文研究基礎力審査（大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第16条の2）
  - 1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに該当専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
  - 2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、平成30年3月31日までに24歳に達する者（以下「個別の資格審査による志願者」という。）

## 3. 出願資格予備審査申請期間等

平成29年5月8日（月）から5月12日（金）まで

上記2. 出願資格の(2) 文部科学大臣の指定した者、(3) 外国の学校教育課程出身者、(4) 通信教育による外国の学校教育課程出身者、(5) 外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程出身者、(6) 国際連合大学の課程修了者、(7) 外国の基礎力審査相当合格による志願者及び(8) 個別の資格審査による志願者

願者は、願書を受理する前に出願資格に関する予備審査を行いますので、この期間内に下記の**5. 出願書類等**（検定料は除く。）及び**6. 出願資格予備審査申請者提出書類**を提出してください。

（受付は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。）

（注）出願資格予備審査の結果については、平成29年5月23日（火）に通知書を発送しますので、出願資格を認められた者は、下記の**4. 願書受理期間等**の期間内に検定料を納付し、「日附印」を押印した検定料受付証明書を郵送してください。所定の期間内に納入しない場合は、願書を受理しません。

#### 4. 願書受理期間等

平成29年6月2日（金）から6月9日（金）まで

上記2. 出願資格の（1）修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成30年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を授与される見込みの者は、この期間内に下記の**5. 出願書類等**に「日附印」を押印した検定料受付証明書を貼付して出願してください。郵送の場合も期間内に必着のこととします。

（願書受付は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとし、土曜日及び日曜日は除く。）

#### 5. 出願書類等

	提出書類	摘 要
1	入学願書	本学所定の様式に記入し、提出してください。
2	履歴書	本学所定の様式に記入し、提出してください。
3	受験者写真票	本学所定の様式に写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼り、提出してください。
4	受験票	本学所定の様式に記入し、提出してください。
5	検定料	<b>30,000円</b> ・募集要項とじ込みの「検定料の払込みについて」に従って払込み、所定の用紙に検定料受付証明書を貼付して提出してください。 ・本学大学院の修士課程を修了見込みの者は不要です。 ・国費外国人留学生及び中国政府国家公派研究生項目派遣学生は不要です。
6	修士論文の概要又は修士課程における研究等の概要	・A4判用紙1～2枚程度で様式任意 ・修士の学位又は専門職学位を有している者（授与される見込み含む）は、提出してください。 ・修士の学位又は専門職学位を有していない者は提出不要です。（※授与される見込みの者は提出が必要）
7	受験票送付用及び合否通知用封筒	郵便番号、住所及び氏名を明記し、封筒の切手欄に指示してある金額の切手を貼付してください。
8	連絡受信先シール	・郵便番号、住所及び氏名を明記して提出してください。 ・出願後に転居等で連絡受信先を変更する場合は、必ず情報科学研究科事務課教務担当あてに連絡してください。
9	大学院成績証明書	・本学情報科学研究科又は工学研究科・工学院の出身者は提出不要です。 ・大学院在籍歴がない者は提出不要です。
10	学部成績証明書	本学情報科学研究科又は工学研究科・工学院の出身者は提出不要です。
11	修了（見込）証明書	・本学情報科学研究科又は工学研究科・工学院の出身者は提出不要です。 ・大学院在籍歴がない者は提出不要です。
12	【外国人留学生のみ提出】 最終出身学校の指導教員の推薦書	・様式任意 ・本学情報科学研究科又は工学研究科・工学院の出身者は提出不要です。
13	【外国人留学生のみ提出】 現住所の記載のある在留カード（写）	在留カードの交付対象外の外国人についてはパスポートのコピーを提出してください。

#### ※出願に当たっての留意事項

出願に際しては、事前にその旨を、指導予定教員に連絡してください。

#### 6. 出願資格予備審査申請者提出書類

出願資格が（2）～（8）に当てはまる場合は、「5. 出願書類等」に加えて下記の書類が必要です。

出願資格予備審査申請書には、志望する指導教員の確認印や志望する専攻の専攻長の確認印が必要ですので、申請期間に間に合うように予め連絡を取っておくようにしてください。

出願資格	提出書類
(2)	1. 出願資格予備審査申請書（本学所定の様式に記入し、提出してください。） 2. 研究業績目録・主たる研究論文（写）（様式任意） 3. 研究課題・研究期間についての研究歴を証する所属長の証明書（様式任意） 4. 卒業証明書 5. 出願資格予備審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記し、82円切手を貼付）
(3) (4) (5) (6)	1. 出願資格予備審査申請書（本学所定の様式に記入し、提出してください。） 2. 学位授与証明書 3. 最終出身学校の指導教員の推薦書（様式任意） 4. 出願資格予備審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記し、82円切手を貼付）
(7)	1. 出願資格予備審査申請書（本学所定の様式に記入し、提出してください。） 2. 基礎力審査に相当する審査に係る確認書（本学所定の様式に記入し、指定の資料を添えて提出してください。） 3. 最終出身学校の指導教員の推薦書（様式任意） 4. 出願資格予備審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記し、82円切手を貼付）
(8)	1. 出願資格予備審査申請書（本学所定の様式に記入し、提出してください。） 2. 研究業績目録・主たる研究論文（写）（様式任意） 3. 研究題目・研究期間についての研究歴を証する所属長の証明書（様式任意） 4. 最終出身学校等の卒業証明書 5. 最終出身学校等の成績証明書 6. 出願資格予備審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に郵便番号、住所及び氏名を明記し、82円切手を貼付）

## 7. 選考方法

学科試験（筆答・口頭）及び出願書類等の審査結果を総合して合否を決定します。

## 8. 学科試験の期日、時間及び試験場

試験期日	試験科目	時間	試験場	備考
平成29年 8月24日(木)	専門科目 英語	13:00～15:00 15:30～17:30	北海道大学大学院 情報科学研究科 (詳細は当日掲示します。)	外国人は、英語に代えて日本語を選択することができます。(選択する科目を入学願書の受験外国語の欄に記載してください。)
8月25日(金)	口頭試問	13:00～17:30		

### 注：筆答試験免除について

- ① 本研究科修了（見込）者は修士課程在籍時の成績により判断し、筆答試験を免除することがあります。
- ② 免除される者に対しては、6月末日までに通知します。

## 9. 合格発表

合格者の受験番号は平成29年8月31日（木）午後5時に情報科学研究科正面玄関ホールにおいて掲示にて発表します。また、受験者全員に対し合否を通知します。

なお、合格者には、2月中旬に入学手続きに関する書類を別途送付します。

## 10. 入学料及び授業料

- (1) 入学料 282,000円

ただし、本学大学院修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については入学料の納入を要しません。

- (2) 平成30年度前期分授業料 267,900円（年額535,800円）

(注) ① 入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用されます。

② 入学手続き期間内に入学料を納めなければ、入学の意志がないものとして取り扱います。

③ 授業料を2期末納付すると除籍になります。経済的理由により納付が困難な場合は、免除（猶予）申請の制度もあります。

## 11. 長期履修学生制度について

長期履修学生制度は、職業等を有している等の事情で、通常の学生よりも単位取得のための学習時間や研究指導を受ける時間が制限されるため、標準修業年限（博士後期課程3年）を超えて在学しなければ課程を修了できないと考える者に、申請に基づき、研究科が審査し、許可した上で在学し、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了する制度です。

申請資格、申請手続き等は別紙のとおりです。

なお、長期履修学生の申請に当たっては、事前に、指導予定教員とよく相談をしてください。

## 12. 注意事項

- (1) 入学試験当日は、受験票を必ず持参して机の上に置いてください。
- (2) 出願後はいかなる事情があっても志望の変更を認めません。
- (3) 学生募集要項の郵送を希望する場合は、以下の2つの方法から1つを選択して請求してください。
  - ①<http://www.ist.hokudai.ac.jp/examinfo/>でのオンラインによる方法
  - ②あて先を明記し、通常郵便料金250円（速達を希望する場合は速達料280円を加算）の切手を貼付した返信用封筒（A4判の冊子が入る大きさのもの）を以下の住所に郵送する方法

## 13. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- (2) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選考実施）、②合格発表、③入学手続、④入学者選抜方法等における調査・研究、⑤及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (3) 各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託に当たり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部が提供されます。
- (4) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用します。
- (5) (4)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である①北海道大学体育会、②北海道大学工学部北工会からの連絡を行うために利用する場合があります。

## 14. その他

- (1) 願書等は、北海道大学大学院情報科学研究科事務課教務担当に提出してください。
- (2) 願書等を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、「大学院入学願書在中」と朱書きしてください。
- (3) 入学願書を受理した者には、平成29年8月上旬までに受験票を送付します。
- (4) 入学志願者で身体に障害のある者は、あらかじめ受験上や修学上の対応が必要となる場合があるので、平成29年6月9日（金）までに情報科学研究科事務課教務担当に申し出てください。
- (5) 今回募集の入学試験に合格した者は、日本学生支援機構大学院奨学生の予約採用（大学院進学前に奨学金貸与の手続きをすること）に応募することができます。
- (6) 入試に関する情報をホームページ（<http://www.ist.hokudai.ac.jp/>）に掲載しています。

平成29年4月

## 北海道大学大学院情報科学研究科

《連絡先》

〒060-0814 札幌市北区北14条西9丁目

北海道大学大学院情報科学研究科事務課教務担当

電話（011）706-6946・7596

別紙

## 長期履修学生の申請資格、申請手続き等について

### 1. 申請資格

長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- (2) 研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者
- (3) 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認められた者

### 2. 申請の手続き

長期履修学生を申請する者は、次の(1)～(3)の書類を入学願書に添えて提出してください。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1-1）及び理由書（別紙様式2）
- (2) 履修計画書（別紙様式3）
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類等

### 3. 可否の通知

申請書類に基づき審査のうえ、可否を決定し、9月上旬に通知します。

### 4. 在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、1年を単位とし、博士後期課程にあつては4年から6年までとなります。

なお、各年度の修了月は、3月となっていますので、長期履修学生申請書に長期履修計画年数を記入してください。

### 5. 授業料の年額

長期履修学生の授業料年額は、標準修業年限に相当する年数及び許可された在学期間の年数を考慮して額を算定します。

詳しくは、情報科学研究科事務課教務担当にお問い合わせください。

### 6. 在学期間の短縮または延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学する課程において、1回に限り期間の短縮又は延長を申請することができます。

#### (1) 在学期間の短縮

長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、博士後期課程にあつては、6年から5年への短縮、5年から4年への短縮の場合です。

長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間が終了する日の2年前（博士後期課程において2年短縮を希望する場合は3年前）までに「長期履修学生在学期間変更願」（別紙様式4）を提出し、許可を得なければなりません。

#### (2) 在学期間の延長

長期履修学生は、在学期間の延長をすることができます。

在学期間の延長を希望する者は、当初の長期履修期間が終了する日の1年前までに「長期履修学生在学期間変更願」（別紙様式4）を提出し、許可を得なければなりません。

なお、在学期間は、博士後期課程6年を超えることができません。

- (3) 在学期間の短縮又は延長の場合の授業料は、再計算され、いずれも在学期間に応じ過不足の調整がなされますが、既納の授業料は返還されません。

### 7. その他

申請書用紙の請求及び不明な点については、情報科学研究科事務課教務担当までお問い合わせ下さい。